

契約書別紙

1. 担当介護支援専門員

氏名 _____ 連絡先 042-850-7255

2. 料金

- (1) 居宅介護支援利用料は介護サービスの提供開始以降、1ヶ月あたり要介護1・2の方は11,965円、要介護3・4・5の方は15,545円です。ただし、法定代理受領により当事業所の居宅介護支援に対し介護保険給付が支払われる場合、利用者の自己負担はございません。尚、取り扱い件数により居宅介護支援利用料は変わります。

(新型コロナウイルス感染対策特例的評価(令和3年9月迄)基本報酬×0.1%加算含まず)

- (2) 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合は一旦1ヶ月あたり上記(1)の料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日市町村の窓口へ提出しますと、差額の払戻しを受けることができます。

- (3) 看取り期におけるサービス利用前の相談・調整等に係る評価

病院若しくは診療所又は地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設から退院又は退所する者等であって、医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した利用者については、当該利用者に対してモニタリング等の必要なケアマネジメントを行い、給付管理票の作成など、請求にあたって必要な書類の整備を行っている場合は請求することができる。その際に居宅介護支援費を算定した旨を適切に説明できるよう、個々のケアプラン等において記録を残しつつ、居宅介護事業所において、それらの書類等を管理しておく。

- (4) ケアマネジメントの公正中立の確保を図る観点から、利用者に説明を行うとともに、介護サービス情報公表制度において、前6か月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合ならびに前6か月に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの同一事業所によって提供されたものの割合を公表する。

- (5) 初回加算 3,336円/月
指定居宅介護支援事業所において、新規に居宅サービス計画を作成する利用者に対して、指定居宅介護支援を行った場合その他の別に厚生労働大臣が定める基準に適合する場合は、1月につき所定単位数を加算する。

- (6) 特定事業所加算

【特定事業所加算(Ⅰ)】 5,615円/月

- ① 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を二名以上配置していること。
- ② 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を三名以上配置していること。
- ③ 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的で開催すること。
- ④ 二十四時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。
- ⑤ 算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護三、要介護四又は要介護五である者の占める割合が百分の四十以上であること。
- ⑥ 当該指定居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること。
- ⑦ 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供していること。
- ⑧ 地域包括支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。
- ⑨ 居宅介護支援費に係る運営基準減算又は特定事業所集中減算の適応を受けていないこと。

- ⑩ 指定居宅介護支援事業所において指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数が当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員一人当たり四十名未満（居宅介護支援費（Ⅱ）を算定している場合は四十五名未満とする）であること。
- ⑪ 法第六十九条の二第一項に規定する介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する学習」等に協力又は協力体制を確保していること。
- ⑫ 他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施していること。
- ⑬ 必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービス含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること。
- 【特定事業所加算（Ⅱ）】 4,525円/月
- ① 特定事業所加算の（Ⅰ）の②、③、④、及び⑥から⑬までの基準に適合すること。
- ② 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を配置していること。
- 【特定事業所加算（Ⅲ）】 3,436円/月
- ① 特定事業所加算の（Ⅰ）の③、④、及び⑥から⑬までの基準に適合すること。
- ② 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を配置していること。
- ③ 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を二名以上配置していること。
- 【特定事業所加算（A）】 1,112円/月
- ① 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を一名配置していること。
- ② 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を一名配置していること。
- ③ 非常勤の介護支援専門員を1名配置していること。（非常勤の介護支援専門員に限り、他の事業所との兼務も可能）
- ④ 二四時間の連絡体制を確保していること。
- ⑤ 事業所の介護支援専門員への計画的な研修の実施。
- ⑥ 実務研修の実習への協力。
- ⑦ 他法人との協力による事例検討会の開催。
- ※ ④～⑦については他の事業所との連携で開催することを可能とする。
- (7) 特定事業所医療介護連携加算 1,390円/月
- ① 前々年度の三月から前年度の二月までの間において退院・退所加算（Ⅰ）イ、（Ⅰ）ロ、（Ⅱ）イ、（Ⅱ）ロ又は（Ⅲ）の算定に係る病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設との連携の回数の合計が三十五回以上であること。
- ③ 前々年度の三月から前年度の二月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を五回以上算定していること。
- ③ 特定事業所加算（Ⅰ）、（Ⅱ）又は（Ⅲ）を算定していること。
- (8) 入院時情報連携加算
- 利用者が病院又は診療所に入院するに当たって、当該病院又は診療所の職員に対して、当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報を提供した場合は、別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する。
- イ 入院時情報連携加算（Ⅰ） 2,224円/月
- ロ 入院時情報連携加算（Ⅱ） 1,112円/月
- (9) 退院・退所加算
- 病院若しくは診療所に入院していた者又は地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設に入所していた者が退院又は退所し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該利用者の退院又は退所に当たって、当該病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員と面談を行い、当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合には、入院又は入所期間中につき1回

を限度として所定単位数を加算する。また、初回加算を算定する場合は、当該加算は算定しない。

- | | | |
|---|-------------|-----------|
| イ | 退院・退所加算（Ⅰ）イ | 5,004円/月 |
| ロ | 退院・退所加算（Ⅰ）ロ | 6,672円/月 |
| ハ | 退院・退所加算（Ⅱ）イ | 6,672円/月 |
| ニ | 退院・退所加算（Ⅱ）ロ | 8,340円/月 |
| ホ | 退院・退所加算（Ⅲ） | 10,008円/月 |
- (10) 通院時情報連携加算 556円/月
 利用者が病院または診療所において医師の診察を受けるときに利用者の同意を得た上で介護支援専門員が同席し、医師等に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報の提供を行うとともに、医師等から当該利用者に関する必要な情報を受けた上で、居宅サービス計画等に記録した場合は、利用者1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する。
- (11) ターミナルマネジメント加算 4,448円/月
 在宅で死亡した利用者に対して、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定居宅介護支援事業所が、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者又は家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者に提供した場合は、1月に所定単位数を加算する。
- (12) 緊急時等居宅カンファレンス加算 2,224円/月
 病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の医師又は看護師等と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて、当該利用者に必要な居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合、利用者1人につき1月に2回を限度として所定単位数を加算する。

3. 相談・要望・苦情等の窓口

居宅介護支援に関する相談・要望・苦情等は、サービス提供責任者か下記窓口までお申し出下さい。

☆ サービス相談窓口 ☆

電話番号： 042-850-7255
 受付時間： 午前9時00分～午後5時00分
 担当： 佐々木 まゆみ

事業者

<事業者名> 居宅介護支援センターみぎわホーム
 <事業者番号> 1373201076
 <住所> 東京都町田市南町田四丁目10番38号
 <管理者氏名> 佐々木 まゆみ 印

上記の内容の説明を受け、了承しました。

年 月 日

<利用者氏名> _____ 印

(<代理人氏名> _____ 印)